

## 「空き家等解体撤去事業補助金」のお知らせ

### 空き家の「解体・撤去」にお困りではありませんか？

平成26年4月から、町内の景観及び町民の安全安心の確保を図るため、空き家の解体及び撤去に係る費用の一部を補助する制度が始まります。空き家の「解体・撤去」にお困りの方は、制度の活用をご検討ください。

#### ○対象となる建物

この補助事業の対象となる「空き家」とは、町内にある居住していない住宅、もしくは、今後住む予定がなくなる住宅です。

#### ○補助対象者

- ①空き家の所有者
- ②空き家の所有者から解体・撤去の委任を受けた方
- ※いずれも町税等を滞納していない方に限ります。



#### ○補助対象経費

解体撤去業者による空き家の解体及び撤去に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除き50万円以上のもの）で、家財道具の処分経費は除きます。

#### ○補助金の額

町内業者を利用した場合は補助対象経費に100分の30を乗じて得た額、町外業者を利用した場合は補助対象経費に100分の20を乗じて得た額。（上限60万円）

#### ○申請書類

- ①補助金交付申請書
- ②空き家の位置図・現況写真
- ③空き家の解体及び撤去にかかる経費の見積書
- ④登記事項証明書または固定資産税課税台帳記載事項の証明書
- ⑤納税証明書
- ⑥委任を受けた方が申請する場合は、所有者の委任状
- ※必要に応じて、上記の他に書類等の提出をお願いする場合があります。



◎問い合わせ先 企画振興課企画振興係(内線208)

## おにしかこども園の園児を募集します

鬼鹿幼稚園に併設されている『おにしかこども園』の園児を募集しますので、入園をご希望される方は、下記までお問い合わせください。入園のお申し込みは随時お受けします。

また、家庭の事情により、一時的に保育を必要とする幼児も受け付けています。

- 【入園対象者】 満1歳から3歳未満児（定員は10名以内）
- 【保育時間】 8時から17時30分
- 【昼食】 持参願います。
- 【保育料】



各月初日の入園児の属する階層区分		保育料 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円
第2階層	前年度市町村民税非課税世帯（第1階層及び第4、5階層を除く）	6,300円
第3階層	前年度市町村民税課税世帯（第1階層及び第4、5階層を除く）	13,600円
第4階層	前年分所得税課税世帯で103,000円未満（第1階層を除く）	21,000円
第5階層	前年分所得税課税世帯で103,000円以上（第1階層を除く）	42,700円

※保育料の算定は所得金額等によって変わりますが、通常の所得税額（年末調整や確定申告時）を再計算（扶養控除加える）をして料金算定していますので、試算は可能です。なお、試算は保護者の同意書が必要です。

【一時保育事業の保育料】 1時間500円、以降30分増すごとに200円加算

◎問い合わせ先 おにしかこども園 ☎57-1353（鬼鹿幼稚園と兼用電話）